

# 令和5年第11回教育委員会会議録

## 1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年11月20日（月） 開 会：15時00分 閉 会：15時38分

## 2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 1階 多目的室

## 3 出席者の氏名

|       |             |
|-------|-------------|
| 教 育 長 | 厚 東 和 彦     |
| 委 員   | 松 田 福 美     |
| 委 員   | 吉 本 妙 子     |
| 委 員   | 片 山 研 治（欠席） |
| 委 員   | 岡 寺 政 幸     |

## 4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長     | 山 本 次 雄 |
| 教 育 部 次 長   | 十 楽 さゆり |
| 教 育 政 策 課 長 | 〃       |
| 生 涯 学 習 課 長 | 川 上 浩 史 |

## 5 会議の書記の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 教育政策課課長補佐 | 三 浦 勢 司 |
| 教育政策課主査   | 松 村 美由紀 |

## 6 議事日程等

| 日程 | 件 名                                           |
|----|-----------------------------------------------|
| 1  | 会議録署名委員の指名について                                |
| 2  | 議案第30号 周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について |

|   |                |
|---|----------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
|---|----------------|

#### 教育長

ただ今から「令和５年第１１回教育委員会臨時会」を開催いたします。

本日は、片山委員が欠席しておられますけれども、教育長及び在任委員の過半数の出席がありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項の規定に基づき、教育委員会会議として成立しております。

#### 教育長

それでは、議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第１、「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと吉本委員さん」をお願いいたします。

|   |                                        |
|---|----------------------------------------|
| 2 | 周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|---|----------------------------------------|

#### 教育長

ここで<sup>はか</sup>お諮りいたします。

続く日程第２、議案第３０号「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第７条第１項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

#### 教育長

これより採決を行います。

議案第３０号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

#### 教育長

それでは、議案第３０号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

#### 教育長

それでは、日程第２、議案第３０号「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

#### 教育政策課長

はい、では、議案書１ページをお願いします。

議案第３０号「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１９号によるものです。

この改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第１項の規定に基づき、教育

委員会の職務権限に関する事務の一部を市長が管理し執行することについて定めた、周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例に、「文化財の保護に関すること」を加えるものです。

詳しくは2ページ以降となりますが、附則において、施行期日を令和6年4月1日とし、この条例による処分その他の行為に関する経過措置を設けるとともに、関連する条例の改正を行っております。

これにより、これまで生涯学習課が所管していた文化財の保護に関することについて、令和6年度から市長部局の所管事務となります。

以上でございます。

## 教育長

はい、ありがとうございます。

生涯学習課から補足の説明があればお願いいたします。

## 生涯学習課長

それでは、補足の説明をいたします。

この度の条例改正は、現在、教育委員会で行っている文化財の保護に関する業務と、市長部局で行っている文化芸術の振興に関する業務を、一体的に推進できるようにすることを目的としております。

これまで、文化財の保護を除く文化に関する業務について、市長部局で管理・執行ができることとし、総合的な施策の推進を図ってまいりました。平成30年度に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、文化財の保護についても市長部局で管理・執行ができることとなりました。

本市としては、市長部局とともに伝統文化に関する業務などを進めるなかで、文化財の保護についても市長部局で管理・執行できれば、歴史や文化の保存と活用について、文化振興や観光振興、まちづくり行政と総合的に推進することが可能となり、文化財の保護において効果的ではないかと考え、今回の条例改正を行うことといたしました。

具体的には、この度の条例改正により、「文化財の指定による保護推進や郷土の歴史等の調査に関すること」「山田家本屋の維持や三作神楽保存会への支援など、指定文化財の管理等に関すること」「埋蔵文化財の保護に関すること」「民俗資料館の運営に関すること」「鶴の保護に関すること」「鶴保護に関連する複合施設である鶴いこいの里の運営に関すること」の業務が、教育委員会から市長部局へ移ります。

市長部局へ移った後も、市として引き続き地域の特色ある歴史を伝える文化財などに対する市民の理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を高めるため、学校教育や社会教育と連携しながら、文化財の保護と活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

## 教育長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、ご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。

## 岡寺委員

内容は分かったのですが、具体的にどういことが市長部局に変わるようになるのですか。何か仕事が増えるということなのですか。それとも単純に管理する名前が変わるだけと捉えたほうがいいですか。

## 生涯学習課長

行う業務について変わりはありません。ただ、市長部局で行うにあたりまして、新たに市長部局に文化財の審議会を置くこととか、そういった事柄を行った上で、今までと同じような文化財の保護に関する取組を進めてまいります。

#### 岡寺委員

そうなのですね。

#### 教育部長

内容が変わる訳ではなくて、今、文化財保護担当が生涯学習課にありまして、そちらには職員が兼務の課長補佐それと係長、主査、主任が1人と、そして八代は主査が1人と兼務の主幹と主査、こういう体制で今文化財保護を行っているのですが、これがそのまま業務は全部市長部局に移って、簡単に言えば、そちらの職員も市長の部局の担当ということになります。

教育委員会で担当の中にあった文化財保護担当というのが、そのまま市長の中のセクションの中に変わっていくということです。

#### 岡寺委員

異動するのですね。

#### 生涯学習課長

文化スポーツ課の時と同じ考えになるのですが、平成24年度までは文化スポーツ課が教育委員会の中にございました。その際は、文化と文化財を除く文化、それから学校体育を除く、スポーツについて、市長部局、市長の下で行うことができるという地教行法の改正がなされまして、平成25年度に文化スポーツ課を地域振興部の方に移した訳です。その時は、この地教行法では「文化財保護を除く文化は移してもよい」ということであったのですが、平成30年にそういった文化芸術、それからスポーツに加えて、文化財保護についても地方公共団体によっては選択して、市の施策として一体的に取り組んでも良いということになり、その際にはこういった条例の改正を必要としますということでございます。

#### 岡寺委員

そうなのですね。

#### 松田委員

平成30年に改正ですよ。そして、今、これが実施になったっていうのは何か理由がありますか。要は平成30年に法が改正されて、その時に移管しなかった理由は何ですか。

#### 生涯学習課長

文化財の保護そのものはずっと教育委員会で続けておりましたし、活用についても教育委員会として文化財の普及啓発等を行ってまいりました。一方で、特に伝統芸能を例とすれば、文化財指定されていない伝統芸能については、市長部局の文化スポーツ課が教育委員会と協力して事務を行っているところです。平成30年の時はまだ改正するということにまで議論を深めていなかった、一緒にやるということまで議論を深めてはおりませんでしたが、この度併せて進めたほうが良いのではないかということになった次第です。

#### 松田委員

教育委員会で文化財保護に関する業務をずっとやって来られた利点とか良さとか、そういうものがあったら教えてください。

#### 生涯学習課長

文化財保護について、特に文化財の指定等について、審議会での専門的なご意見をいただきながら、教育委員会にもお諮りをして決めておりました。それが、合議の下でいろいろな人の目を

経ることで決まっていくというところの良さというのは一面ではあったかと思います。

#### 松田委員

今度、その保護の業務が市に移管していくという考え方ですね。で、それはそれで総合的に進められていくのだろうけれど、やはり教育委員会でやっていらっしゃった時の良さとか、そういうところがあったのだろうと思います。地域の風土を作るとか、生涯学習に繋がる<sup>つな</sup>とか、そういう形のものが、その市に移管した時も引き継がれるものかというところが少し心配というか、どうなるのだろうということで、ちょっとお尋ねしたのです。

市民からしてみると市役所、市でやることだから、そんなに大きな変化はないのかもしれないけれど、それまで教育委員会でやってきたことの良さとか、そういうものがあれば、それはきちんと引き継がれるであろうかというところを確認したかったというのが一つで、それは何だろうなと思ったので、ちょっとお尋ねしてみたということが一つあります。

#### 生涯学習課長

この平成30年度の法改正にあたりまして、文化庁のほうで移管にあたって配慮すべき事項として4点挙げられております。

1点目が、先ほど審議会と教育委員会の話の中でありましたが専門的・技術的判断を確保していくこと。2点目が政治的な中立性、継続性・安定性を確保していくこと。3点目が開発行為と均衡を図ること。4点目が学校教育や社会教育との連携を図っていくこと。この4点については、市長部局に移った場合においても配慮すべきことであるということで、議論の中で上がっております。

それについては、これからも市長部局のほうに文化財の審議会をきちんと置いて、専門的な意見を行っていくことでありますとか、今度はプラスに捉えて開発部局と、その保護と開発のセクションが、今までは分かれていたものが同じところにはなるわけですがけれども、逆に開発行為等の計画を早めに実施することによって早めの指導ができるように注意していくことでありますとか、学校教育と社会教育の連携は引き続き、これは当然図っていかなければならないです。今まで以上に進めていかなければならないと思っておりますが、こういったことを担保しながら取り組んでいきたいと思っています。

#### 松田委員

今、言われた4点は、とても大事なことのようには思います。それで、教育委員会というところであれば、特に言われた中立性とか、それから学校教育、生涯学習との関連、そういうところで、市民の文化を作っていくっていう意味合いがあるのかなと思いました。

市で行われることで、広い目で見えていくと、世の中の動静とか、いろいろな動きと関連してすることもあると思います。

半面、今言われたように開発行為については、先に進んでいかななくてはいけないという、面映ゆいところもあるので、時期的にこういう視点での見方をするのも必要な、と思いながら、先ほど述べたような、今までやってきたことの意味合いっていうのも、きちんと伝えるか確認するかっていうのは必要な、と思いました。

それでごめんなさい、続けていいですか。

#### 教育長

いいですよ。

#### 松田委員

保護事業ですね、文化財保護に関することの移管ですね。で、この文化財の保護って範疇<sup>はんちゆう</sup>が

難しいのですが、よく話に出てくる国指定とか県指定とかいろいろあると思います。これ全部含めて対象になるっていうことですか。だから、保護移管ということの対象になるものは、今まで私達がこの協議会でよくこういう事業概要で見せていただいた全体像<sup>すべ</sup>のものが、全て保護に関しては市長部局に移管されるということですか。

それで、逆にその保護事業以外に、何か文化財に関わる事業というのはありませんか。こんなことを聞いてはいけないのですが、ちょっと確認ができないので。

#### 生涯学習課長

国、県、市の指定文化財という周南市の地域の中にある文化財としての管理や、国や県とのやり取りというのは、今後は市長部局へ移管されることになります。

市の教育委員会としては、新たに市指定の文化財を指定するときには、議案としてお諮りする、要件を満たさなくなり解除するという案件は、教育委員会でお諮りして告示するという形の関わり方でしたが、それは無くなります。

国・県指定文化財はそれぞれ、国と県の審議会で決定をされて、その所在地が周南市であるということになるのですけれども、実務的な管理として、周南市の事業で予算計上を行ってありました取組は、全て市長部局へ移ることになります。

指定文化財の保護以外の事業としては、文化財というものが指定されているものだけではなく、これから指定されるもの、というような意味で「未指定文化財」という言い方をしますので、伝統芸能で言えば、指定されていない貴船祭りであるとか、いわゆる伝統文化に関するようなものも、郷土の歴史を伝えるものについては広い意味で文化財であり、その保護や活用に関する事業があります。

また、埋蔵文化財のように地中に埋もれていてまだ発見されていないもの、これについても指定をされていない文化財となります。これらを守っていく取組についても、移管されることになるわけですが、広く文化財の保護に関することの周辺部に伝統文化、例えばお茶やお花のような伝統的な生活文化というようなものは、今は文化スポーツ課の文化振興のほうで担当しています。改めてそれらを一体的に関わることができるようにしていきたいと思っていますところ。

文化財については、保護と活用の両輪で進めていくということを以前から行っているところでございますが、活用についてはそういった指定文化財だけではない、広い意味での文化財も含めた市民の理解を深めるための活用、それこそ民俗資料館の活動でありますとか、以前の話だと徳山の市街地をいろいろな史跡を巡るウォークラリーのようなものとか、そういったもので啓発していくようなものが、文化振興や学校と連携して、もっと大きなことができるのではないかなというところかなと思います。

#### 松田委員

基本的にはそれも全部移管されるということですね。主になるのは、市長部局のほうになるということですね。

それで、担当される方の中に主事という扱いの方がおられるのではないかなと、いわゆる専門家としての対応だったと思うのですが、今はそのような方はいらっしゃいますか。

#### 生涯学習課長

今は職員の身分上での専門的な任用を受けているものは、正規職員にはおりません。あくまで一般事務職という形での担当をしています。

他市においては、そういった専門的な知識で雇用されている、採用されている職員や、学芸員という職員はいるかと思いますが、本市には今のところおりません。

#### 松田委員

もし、もしというのは仮定で、こういう時の話題には上がらないかもしれないのですが、そういう方も、市の方の構成ということになってくるのですか。

#### 生涯学習課長

そうですね、組織の上では今の生涯学習課文化財保護担当に属している者が、そのまま業務と人間が市長部局の〇〇課の文化財保護担当に異動するという形になります。

#### 松田委員

全体像を掴む<sup>つか</sup>のがちょっと難しいのですが、そうですね、あともう一つ活用にあたって、この中に出てきた鶴いこいの里でもいろいろな施設がありましたよね。これら辺りについては活用する側にとっては今までと何ら変わりはないのですか。

#### 生涯学習課長

鶴いこいの里については、平成29年度に公民館を市長部局化、市民センターにするにあたって八代市民センターにするのではなく、施設の設置目的が鶴と人との共存を目的として鶴の学習を行う。それで、プールもグラウンドもテニスコートも宿泊もできる、いろいろな目的を持った複合施設である。それを一概に市民センターという括りはできないということで、教育委員会にそのまま文化財保護に関係する施設として、そのまま所管をしています。この度、文化財保護行政が市長部局のほうに移るのにあわせて、鶴いこいの里についても、移管することになりますが、利用者にとっての利便性については何ら変わることはありません。

#### 岡寺委員

今後、今までこういった会で聞いていた内容は、今後無くなるのですか。その文化財保護に関する話の話は出てこなくなるということですか。

#### 生涯学習課長

基本的にはですね。

#### 岡寺委員

ということですよ。

#### 生涯学習課長

今の文化スポーツ課と同じ考え方になります。

#### 岡寺委員

改めて、先ほどの平成30年の話で、なぜ今なのですかということもですが、改めてパッと議案が出てきて、何だろうと勝手に自問自答してしまうと、働き方改革なのかなとかいろいろなことを考えてしまいます、そうではないかとは思いますが。そもそもの棲み分け<sup>す</sup>、改めて今どうしてそういう棲み分け<sup>す</sup>になっていったのか、だんだん分かれていったのでしょうかけれども、教育という守備範囲とは、どういうことかなと思いました。

#### 吉本委員

総合教育会議の際にも、生涯学習について、子どもの学習、子どもの教育と生涯学習についてという話をよくされていたと思うのですが、そうするとますます、当然子どもの教育というのは大事ですけども、広い視野で見ることができなくなるなというのが残念だなという気がします。

私も、こういう立場にいらしていただくことで、文化に触れることとか、それが新たな私自身の学びでもありましたので、それが外れてしまうというのは寂しいなという、これは個人的な考えになってしまうのですが、そういったところがあります。

#### 教育部長

教育委員会が所管していないから学校との関わりが無くなるとか、そういうことは無いと思っています。部局がどこにあらうとも、周南市の文化財に関する財産であつたりとか、そういったものの活用というのはしっかりアプローチを、PRすることによって、例えば学校でも当然見学に行ったりとか、そういったことは今までどおり行われると思っています。

#### 松田委員

今言われたように、その全体像的には変わらないものであつて、さっきの保護と活用の面からどちらがいいのかということを考えていた時に、確かに保護に関して非常に苦勞される分、活用も図りたいけれど、教育委員会という中で対象とする<sup>はんちゅう</sup>範疇も狭められるではないけど、限られてくるみたいなイメージはあると思います。

なので、こういう動きは当然起こってくるであろうと思いながら、やはり教育という土台の上で語られる文化財保護というのも意味合いがあると思うのです。そこには歴史があつたり思いがあつたりして、それが人を育てる風土と関連してきているというのを何度もこの文化財保護についてお話を聞きながら、市長も言われていた、この地に生きた人、先人の知恵とかを学んでいくという意味の視点は、やはり大きく強く言えるのは教育分野ではないかなと思っていました。

だから、<sup>はんちゅう</sup>範疇はとても広い、先ほど言われた指定文化財じゃない指定されない文化も含めての活用と保護ということの意識が、ずいぶん私も勉強させてもらったように思うのですが、これが今度は所管が変わってきた時に、どういう形で協議されていくのかというのは、随時、動きや情報はいただけたらいいかなと思います。

それで、学校との関連は無くならない、生涯学習が無くならないと言いつつ、日常的に接する情報とアドバルーン的に上がるものと、情報というのは濃度に差があるような気がするので、今、学校教育も地域との連携、それから地域に育つ子どもを育てよう、開かれた社会家庭とか、いろいろな意味で地域と関わろうとしているところもあるので、そのあたりもどう捉えていくか。やはり窓口になるのは教育委員会ではないかと思うので、しっかり情報提供とか連携は図っていかなければいけないかなと思います。

#### 教育部長

さっきあの、配慮すべき事項ということで4つ、川上課長からも言ったと思いますが、その中の学校教育と社会教育の一層の連携、協力関係構築、そういったところに配慮しながら、必要であるということです。またそういった部分に関しては、当然、市長部局でやることによって、より広く市民に提供できるといいますか、教育委員会ではできなかったこともできるようになるのだなと思いますので、そういったことも期待しつつ、やはりこれまでの教育委員会でやってきたこと、これも連携が今まで以上に必要になってくるかなという認識を持っていますので、そこをしっかりと協議しながら、話をしながら情報共有といいますか、そういったことは必要と思っています。

#### 松田委員

周南市として、こういうことへ財源、財を使っていくっていうところは、とても期待が持てるところではあります。

そこで一つお願いします。先ほど市民の方への働きかけができてやすくなってくるということとあわせて、やはり中には子どもを対象とした行事と催しをやることによって、人が集まるということもありますよね。そのことによって学校への働きかけが過剰にならないように。今、教員の働き方改革の中で、実は先日の研修会でも話題になったのが、市長部局から直接学校への依頼等が多くて、そこを精査していただいているという教育委員会がありました。そこがどの程度のもの



か分かりませんが、やはり今のように、どうしてもこう依頼をしていくときに学校というところは集客等にとっても、また周知にとっても非常に活用しやすいところではあると思うのですが、そのあたりは節度を持って、どうしていくかというのはちょっと視点を持っていただきたいなと思っています。

すいません。直接なことです。

**教育長**

ありがとうございます。

**教育部長**

市長部局の事業等が、教育委員会を飛ばして直接学校にということは、まずないと思っていますので、教育委員会は学校を所管していますので、教育委員会に話が来て、それから展開させていくということになろうと思いますので、その辺はしっかり留意しながら進めていきたい、これまでどおりですね。

**松田委員**

はい、ありがとうございます。

**教育長**

そのほかどうぞ、ご意見ありましたら。

**吉本委員**

分からないながら、まだまだ勉強不足で分からないことがたくさんあるのですけれども、今後、教育委員会と離れるということは、より一層、ほか課との連携が必要になっていくのではないかなと思います。その連携をどう取っていくかというのは、ここだけに限らず、自分の仕事の担当から離れてしまうと、離れたとたんに他人事になってしまうことが、多々あります。「こどもまんなか」というふうに、今謳<sup>うた</sup>っていますし、そのために、自分達のふるさとの歴史だったりとか、そういったものを学ぶということで、連携をうまく取っていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

**教育部長**

市役所全体として連携に今すごく力入れてというか、大事に考えていますので、他部局との横の繋がり、縦ではなくて、横の繋がり<sup>つな</sup>をしっかりと、図<sup>つな</sup>っていきながらという気持ちで、私達も思っていますから、そういうところもしっかり引き継ぐといいますか、疎遠にならないようにしていきたいと思います。

**吉本委員**

そうですね。これは皆さんがとかいうことではなくて、だいたい組織は時代によって大きく変わっていかなくてはいけないですし、柔軟性を持っていかないといけないのが組織だと思っているのですけれども、そうすると途端にちょっと離れると、本当にこういう他人事になるというのがよくありますので、その辺りはちょっと気を付けていきたいなと思います。

**教育部長**

逆に言ったら、1つの部署でできることは限られてくるので、どうしても連携して、幅を広げていかなければ、そういった試みというのはできませんので、しっかり連携を図<sup>つな</sup>っていかなくてはならないと思っています。

**吉本委員**

ぜひお願いします。

**松田委員**

今のことにに関して、部活動の地域移行に関しても、市全体で見えていただける、市長部局も含めて組織的に作っていかれようとしているっていう動きが、とても大切だなという実感を持っています。それで、そういう意味ではこういう形のものも、いずれこういうふうに変化をしていかななくてはならないものだと思います。

ただ、やはり今までなぜこれが続いてきたのかっていうのは、いつもきちんと押さえておく必要があるかなと思いました。

それで、具体的にこれが、認められていくと、今からいろいろなものの計画とか、そういうものも見直しが図られてくることになりますか。例えば長寿命化計画とか入っていましたかね。これは学校だけで関係ないですか。

#### 教育部長

長寿命化計画は学校施設、幼稚園も含めてですけど、今回のことは直接関係ないと思います。

#### 松田委員

特段影響するものはありますか。

#### 教育部長

施設分類別計画です。施設分類別計画はそれぞれ持っていますので引き継ぎますけれども、そちらの方向性というのはこれまで議会で報告していますし、これまでの方向性が急に変わるということもないと思います。

#### 教育長

小学校でも3、4年生ですかね、郷土の学習をする副読本がありましたね。

#### 松田委員

「わたしたちの市 周南」です。

#### 吉本委員

はい、そうですね。

#### 教育長

そういったものを活用して、このような文化財関係を勉強する機会もありますし、また、特色ある教育活動を推進する授業でいろいろなところに出掛けていくということも可能になっています。その授業をずっと続けていくことになるとしますので、学習の機会を失するっていうことは基本的にはないと思っています。これが今後、学校にも教育活動できるかというのは一緒になって考えていけばいいかなと思います。

#### 教育長

そのほか、いかがでしょうか。

#### 岡寺委員

いいですか。強いて言えば今のお話を伺っていると、逆にいいことというか、先ほどもお話が出ていたように、市民に対する新しい働きかけができるという可能性がたくさん待っているとプラスに捉えると、もっとエンターテインメントなものにしてみたり、私も自分達の地域のこと、歴史のことを子ども達に教え、聞き教えながら、自分も知るという機会に会うことがあるのですよね。この石碑は何だろうみたいな話を、そういうのをもっと市でしっかり盛り上げて、大人も一緒に学べる、「こどもまんなか宣言」ではありますけれども、それは関わり方次第なので、ぜひ、こういう機会をプラスに捉えて、しっかり盛り上げてもらえたらなと思います。

#### 教育長

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

**教育長**

はい、それでは、議案第30号を決定いたします。

それでは本日の議事日程は以上ですけれども、そのほかに何かご質問等ございますでしょうか。

(※異議なしの声)

では、これをもちまして、令和5年第11回教育委員会臨時会を終了いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

**署名委員**

松 田 福 美 委員 \_\_\_\_\_

吉 本 妙 子 委員 \_\_\_\_\_